	・行政機関非識別加工情報等へのアクセス制御 ・行政機関非識別加工情報等へのアクセス者の識別と認証 ・外部からの不正アクセス等の防止 ・情報システムの使用に伴う行政機関非識別加工情報等の漏えい等の防止

３－３－２　従業者の義務

法第44条の16

行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第２項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

行政機関非識別加工情報等の一部は個人情報に該当するため、これが漏えいし、悪用されれば、行政機関による情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがある。

そこで、行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者に対して、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用することを禁止している。

３－３－３　行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理

法第51条の３

行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。行政機関にとって、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

○個人情報保護委員会告示第五号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十四条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十四条の十五の規定に基づき、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関するガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）を次のように定め、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（独立行政法人等非識別加工情報編）

目次

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象
1－1　本ガイドラインの位置付け
1－2　本ガイドラインの適用対象
2　定義
2－1　非識別加工情報（法第２条第８項関係）
2－2　独立行政法人等非識別加工情報（法第２条第９項関係）
2－3　独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者（法第２条第10項、第11項関係）
3　独立行政法人等が独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務
3－1　独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方
3－2　独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工（法第44条の10関係）
3－2－1　特定の個人を識別することができる記述等の削除
3－2－2　個人識別符号の削除
3－2－3　情報を相互に連結する符号の削除
3－2－4　特異な記述等の削除
3－2－5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置
3－3　独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置等（法第44条の15、第44条の16、第51条の３関係）
3－3－1　独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置
3－3－2　従業者の義務
3－3－3　独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理

【凡例】

「法」	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
「規則」	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第２号）
「個人情報保護法」	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「独立行政法人等情報公開法」	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）
「政令」	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）
「総務省令」	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象

1－1　本ガイドラインの位置付け

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられた。これ